

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成30年1月16日 06時00分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港 名古屋港東航路第8号灯標から真方位055°100m付近 （概位 北緯34°59.6′ 東経136°49.5′）
事故の概要	貨物船第二庚栄丸は、出航中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成30年1月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第二庚栄丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	133234、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、六級（航海）、六級（機関）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂を伴う凹損 防波堤 先端部のコンクリートに剝離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約0.5m 日出時刻：07時00分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、空船の状態で名古屋港を出航中、船長が操船指揮を執って機関長が手動で操舵に当たり、約10ノットの対地速力で名古屋港東航路（以下「本件航路」という。）の東側側線の外側を南南西進していた。 本船は、船長が本件航路内の本件航路第8号灯標（右舷標識、以下「本件灯標」という。）付近を北北東進する他船に注意を向けながら、同船を避けようとして左転したところ、名古屋港高潮防波堤知多堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突した。
分析	本船は、南南西進しながら出航中、船長が、本件航路の東側側線の外側を航行し、また、本件航路内の本件灯標付近を北北東進する他船に注意を向けて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、同船を避けて左転した際、本件防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南南西進しながら出航中、船長が、本件航路の東側側線の外側を航行し、また、本件航路内の本件灯標付近を北北東進する他船に注意を向けて周囲の見張りを適切に行っていなかったため、同船を避けて左転した際、本件防波堤に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 航路が設定されている海域では、航路内を航行すること。
- ・ 特定の船舶だけに注意を向けることなく、周囲を見渡すなどして常時適切な見張りを行うこと。